電気通信事業会計規則の一部を改正する省令

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

［略］

負債

［略］

流動負債

科目	備考
［略］	［略］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
［略］	［略］

純資産

［略］

費用

［略］

法人税、住民税及び事業税

科目	備考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税及び事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
国際最低課税額に対する法人税等	国際最低課税額に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税
［略］	［略］

収益

［略］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘定科目表

資産

［略］

改正前

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

［同左］

負債

［同左］

流動負債

科目	備考
［同左］	［同左］
未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
［同左］	［同左］

純資産

［同左］

費用

［同左］

法人税、住民税及び事業税

科目	備考
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税
［同左］	［同左］

収益

［同左］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘定科目表

資産

［同左］